

平成30年度いばらき宇宙ビジネス支援事業補助金交付要項

(趣旨)

第1条 県は、県内における宇宙ベンチャーの創出及び県内企業の宇宙ビジネスへの新規参入を促進し、他地域に先駆けて「いばらき宇宙ビジネス創造拠点」の形成を図るため、第3条に規定する補助対象事業者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その補助金の交付にあたっては、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要項における「宇宙ビジネス」とは、次の各号に掲げる事業をいう。

- (1) 宇宙機器産業 ロケット、衛星、地上施設、これらの制御・管制に係るソフトウェア等
- (2) 宇宙利用サービス産業 衛星通信、観測分野、打上げサービス等
- (3) 宇宙関連民生機器産業 衛星放送対応テレビ、GPS 機能搭載携帯電話、カーナビゲーションシステム等
- (4) ユーザー産業群 通信・放送、測位、リモートセンシング(地理情報、気象、農林業、漁業等)等
- (5) その他宇宙に関する事業

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のすべてを満たす者とする。

- (1) 茨城県内に活動拠点（本店、支店、営業所等）を有する企業、団体、個人であり、宇宙ビジネスを行っている又は行う予定（申請後、3カ月以内に事業を開始する具体的な計画があること）の者。
- (2) 補助事業終了後も、引き続き1年以上県内に活動拠点を有し、事業活動を継続する予定である者。
- (3) 県税に未納がないこと。
- (4) 民事再生法又は会社更生法による申立て等、補助事業の継続性について不確実な状況が存在していないこと。個人にあつては破産手続開始決定を受けて復権を経していない者でないこと。
- (5) 補助事業の実施にあたり、必要な許認可を取得し、関係法令を遵守すること。
- (6) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号までに規定する者ではないこと。
- (7) その他、県が補助金の支出先として適切ではないと判断する者ではないこと。

(事業区分・補助対象経費等)

第4条 事業区分は、次の各号の3区分とし、複数区分の申請も認める。

- (1) 試験設備の利用料補助
- (2) 販路開拓に係る費用の補助
- (3) 衛星データを活用したソフトウェア開発費の補助

- 2 補助金の補助率及び補助限度額は別表1のとおりとし、補助対象経費に補助率を乗じた金額又は上限金額のいずれか低い額（千円未満切り捨て）とする。
- 3 補助対象経費は、別表2に該当するもののうち、証拠資料等によって支払金額が確認できる経費に限る。ただし、他の公的な補助金や助成金を支給された場合は、本事業の補助対象としない。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める日までに補助金交付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書を提出するにあたっては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

（事前着手）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付決定前に事業を実施した場合は、補助金の交付を受けることができない。ただし、やむを得ない事由により、補助金の交付決定前に事業を実施しようとする場合において、着手前に事前着手届（様式第2号）を知事に提出したときは、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第7条 知事は、補助金の交付申請があったときは、申請書類等を審査し適正と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 知事は、必要と認めたときは、申請事項の修正を指示し、それに基づき交付額の決定を行うものとする。
- 3 知事は、申請書類等を審査し、不適正と認めるときは、補助金の不交付を決定し、補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ期間）

第8条 規則第8条第1項の知事の定める期日は、前条の補助金交付決定通知書の送付を受けた日から14日以内とする。

- 2 前項の規定による申請の取下げをするときは、補助金交付申請の取下げ書（様式第5号）を知事に提出するものとする。

（計画の変更等の承認）

第9条 第7条第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更承認申請書（様式第6号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業の内容の変更が軽微であって、補助事業に要する経費の配分に著しい変更を及ぼさない場合はこの限りでない。

- 2 知事は、前項の規定により変更承認申請書が提出されたときは、申請書の内容を審査し、適

当と認めるときは、補助金変更承認通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（補助事業の中止等）

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその理由を記載した書面（様式第8号）により知事の承認を受けなければならない。

（状況報告等）

第11条 補助事業者は、補助事業遂行中に知事から進捗状況等について報告を求められた場合には、補助事業遂行状況報告書（様式第9号）を速やかに提出しなければならない。

（交付決定の取消等）

第12条 知事は、第10条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号のいずれかに該当した場合には、第7条の交付決定の全部又は一部を取消又は変更することができる。

- （1）補助事業者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたことが明らかになったとき。
- （2）補助事業者が、補助金を他の用途に使用したとき。
- （3）補助事業者が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、法令若しくは交付決定に基づく命令に違反したとき。
- （4）補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続きの遅延、その他不適当な行為をしたとき。
- （5）交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- （6）茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号までに規定する者に該当するに至ったとき。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに補助金実績報告書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定通知）

第14条 補助金の額の確定の通知は、補助金確定通知書（様式第11号）により行うものとする。

（補助金の交付方法）

第15条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、交付決定額の90パーセント以内の額を概算払いすることができる。

- 2 前項ただし書きの規定による補助金の概算払いを受けようとする補助事業者は、補助金概算払請求書（様式第12号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の返還等）

第16条 知事は、第12条に基づき交付決定の全部又は一部を取消又は変更した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずるものとする。

- 2 前項の返還については、規則第17条及び第18条の規定を準用する。

(証拠書類の保存)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業完了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(財産の管理等)

第18条 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 規則第20条に規定する財産は取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産とし、同条ただし書きの規定により知事が定める期間（以下「処分制限期間」という。）は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた耐用年数の期間とする。

3 補助事業者は、処分制限期間において補助対象の施設及び備品を処分しようとするときは、あらかじめ知事に承認を受けなければならない。

(書類の提出部数)

第19条 規則及びこの要項の規定により知事に提出する書類の部数は、1部とする。

(その他必要な事項)

第20条 この要項に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要項は、平成30年9月27日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

区分	補助率	上限金額
1 試験設備の利用料補助	2 / 3	80 万円
2 販路開拓に係る費用の補助		400 万円
3 衛星データを活用したソフトウェア開発費の補助		400 万円

別表 2 (第 4 条関係)

区分	補助対象経費	条件等
1 試験設備の利用料補助	①研究機関等の試験設備利用料 (設備運転業者に支払うオペレーター費用等を含む)	・ 試験設備の利用申込みは交付決定前でも可 ・ 茨城県が有する試験設備の利用料補助は対象外
2 販路開拓に係る費用の補助	①展示会出展料, 商談会参加料等 ②上記出展等に係る以下の経費 ・ パネル等製作費 ・ 旅費 ・ 現地コーディネータに係る費用	・ 出展, 参加の申込みは交付決定前でも可 ・ 選考会, 審査会等への参加費用は対象外
3 衛星データを活用したソフトウェア開発費の補助	①衛星データ取得費用 ②開発に係る以下の経費 ・ ソフトウェア等購入費 ・ 人件費 (直接従事する者の, 直接作業時間に対するものに限る) ・ 外部委託費 (直接実施することができないもの又は適当でないものについて, 他の事業者を外注するために必要な経費)	・ 交付決定日以後の契約により発生した経費及び発生した人件費が対象 ・ 平成 31 年 3 月 15 日までに試作品を開発し, 市場投入又は実証実験できる状態であること ・ 外部委託費は, 補助対象経費の 2 分の 1 以内とする

茨城県知事 殿

住 所
名 称
代表者職氏名



平成30年度いばらき宇宙ビジネス支援事業補助金交付申請書

平成30年度いばらき宇宙ビジネス支援事業補助金を交付されたく、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号）第4条及び平成30年度いばらき宇宙ビジネス支援事業補助金交付要項第5条の規定により申請します。

記

1 補助金交付申請額等

	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助金の額
試験設備の利用料補助	金	円 金	円 金
販路開拓に係る費用の補助	金	円 金	円 金
衛星データを活用したソフトウェア開発費の補助	金	円 金	円 金
合計	金	円 金	円 金

2 補助事業の実施期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日

3 補助事業の内容、経費の算出根拠等

別紙事業計画書のとおり

4 補助金受領の方法

口座振替払い

金融機関名・支店名		
口座種別・口座番号	当座・普通	
フリガナ 口座名義		

事業計画書

1 申請の概要

(1) 申請者の概要, 連絡先等

(フリガナ)			
名称			
(フリガナ)		電話番号	
代表者 役職・氏名		FAX 番号	
本社 所在地	〒		
e-mail			
URL			
茨城県内 拠点名		茨城県内 拠点所在地	〒
連絡 担当者	フリガナ		部署/役職
	氏名		
	所在地	〒	
	TEL		
	e-mail		
設立年月日		資本金	
分野 (業種)			
事業概要			
従業員数	人 (正社員 人, パート・臨時 人, 派遣 人)		
主要取引先			

注1 個人の場合は, 「代表者役職・氏名」の欄, 「本社所在地」の欄及び「設立年月日」の欄にそれぞれ「氏名」, 「住所」及び「開業(予定)年月日」を記入すること。また, 住民票及び「申請後3か月以内に事業を開始する具体的な計画」に係る書類(様式任意)を添付すること。

注2 会社案内等がある場合は添付してください。

(2) 申請する補助事業区分

事業区分	1	試験設備の利用料補助	
	2	販路開拓に係る費用の補助	
	3	衛星データを活用したソフトウェア開発費の補助	

※利用を希望する事業区分に○を付け, ○を付けた事業区分に対応する別紙1~3と必要な書類を添付すること。

(3) 他の公的な補助金等の有無 (予定有 ・ 無)

※予定有の場合にはその内容を証明する書類を添付すること。

3 添付書類

- (1) 法人登記事項証明書（履歴事項全部事項証明書。発行後3か月以内のもの。）または開業届の写し
※事業を行う予定の者は、申請後3か月以内に法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又は管轄の税務署に提出した個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるもの）を提出すること
- (2) 県税に未納がないことの証明書
 - 法人の場合：法人事業税及び法人県民税の納税証明書（県税事務所発行）
 - 個人事業主：個人事業税の納税証明書（県税事務所発行）
 - 個人：住民税納税証明書（市町村発行）
- (3) 確定申告書の写し（2年分）
※決算書の写しでも可。未決算の法人及び個人事業主、個人の場合は、源泉徴収票（源泉徴収票の代わりに税務署発行の納税証明書（その2）でも可）
- (4) 事業区分ごとに必要な以下の書類
 - 事業区分1：試験設備の利用料補助
 - ・別紙1【事業区分1：試験設備の利用料補助】
 - ・試験設備利用申込書の写し
 - ・試験設備運転業者との打合せ資料の写し等、試験の内容が分かるもの
 - 事業区分2：販路開拓に係る費用の補助
 - ・別紙2【事業区分2：販路開拓に係る費用の補助】
 - ・展示会等出展申込書の写し
 - ・展示会等出展承諾書の写し
 - ・展示会等の概要が分かる資料
 - ・現地コーディネータ雇用契約関係書類（コーディネータの役割が分かるもの、契約書等）
 - ※上記書類が外国語で作成されている場合は訳文を添付
 - 事業区分3：衛星データを活用したソフトウェア開発費の補助
 - ・別紙3【事業区分3：衛星データを活用したソフトウェア開発費の補助】
 - ・開発するソフトウェアの概要が分かる資料
 - ・衛星データ取得費用、ソフトウェア等購入費用の明細
 - ・人件費の積算が分かる資料（就業規則、給与支払明細、作業計画書等）

別紙2【事業区分2：販路開拓に係る費用の補助】

1 事業計画

(1) 事業目的
(2) 展示会、商談会等の概要 (名称等) (期日) (開催地) (期待される効果、今後の販売戦略)
(3) スケジュール

2 経費の内容及び負担区分

項目	補助事業に 要する経費 (消費税込)	(単位：円)	備考 (積算内容)	添付書類 整理番号
		補助対象経費 (消費税抜)		
計				

注1)「補助事業に要する経費」は、当該事業を遂行するために必要な経費を意味し、ここでは消費税を含めた金額を記入する。

注2)「補助対象経費」とは、「補助事業に要する経費」のうち補助対象となる経費について、消費税仕入控除税額を差し引いた金額を記入する。

補助対象経費	×	補助率	=	補助金交付申請額 (千円未満切捨)
()	×	2/3	=	()

※算出した補助金交付申請額が補助金上限額を上回る場合は、補助金交付申請額＝補助金上限額とする。

3 添付書類

- ・展示会等出展申込書の写し、展示会等出展承諾書の写し、展示会等の概要が分かる資料
- ・現地コーディネータ雇用契約関係書類（コーディネータの役割が分かるもの、契約書等）

※上記書類が外国語で作成されている場合は訳文を添付

別紙3【事業区分3：衛星データを活用したソフトウェア開発費の補助】

1 事業計画

(1) 事業目的

(2) ソフトウェア開発内容

(ソフトウェアの概要)

(ソフトウェアの特徴，競合するソフトウェアとの優位性)

(外部から調達するソフトウェア等)

外部から調達するソフトウェアの有無：(有・無)

有の場合，著作権許諾の調整状況を記載してください。

(ソフトウェア開発実施体制)

(開発したソフトの販売戦略等)

(3) スケジュール

2 経費の内容及び負担区分

項目	補助事業に 要する経費 (消費税込)	(単位：円)		備考 (積算内容)	添付書類 整理番号
		補助対象経費 (消費税抜)			
計					

注1)「補助事業に要する経費」は、当該事業を遂行するために必要な経費を意味し、ここでは消費税を含めた金額を記入する。

注2)「補助対象経費」とは、「補助事業に要する経費」のうち補助対象となる経費について、消費税仕入控除税額を差し引いた金額を記入する。

補助対象経費	×	補助率	=	補助金交付申請額 (千円未満切捨)
()	×	2/3	=	()

※算出した補助金交付申請額が補助金上限額を上回る場合は、補助金交付申請額＝補助金上限額とする。

3 添付書類

- ・開発するソフトウェアの概要が分かる資料
- ・衛星データ取得費用の明細、ソフトウェア等購入費用の明細
- ・人件費の積算が分かる資料（就業規則、給与支払明細、作業計画書等）

（文書番号）
平成 年 月 日

茨城県知事 殿

住 所
名 称

代表者職氏名



平成30年度いばらき宇宙ビジネス支援事業補助金事前着手届

平成 年 月 日付で申請した標記補助事業について、交付決定前に着手するため届け出ます。
なお、本件について交付決定がなされなかった場合においても、異議は申し立てません。

記

1 事前着手の内容

2 事前着手の理由

（申請者） 殿

茨城県知事 印

平成30年度いばらき宇宙ビジネス支援事業補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付で交付申請のあった標記の補助金については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号）第5条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、同規則第7条の規定に基づき通知する。

記

- 補助金の交付対象となる事業の内容は、平成 年 月 日付で申請のあった平成30年度いばらき宇宙ビジネス支援事業補助金交付申請書記載のとおりとする。
- 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。
ただし、平成30年度いばらき宇宙ビジネス支援事業補助金交付要項（以下「交付要項」という。）第9条第1項の規定に基づく補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。


	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助金の額
試験設備の利用料補助	金	円 金	円 金 円
販路開拓に係る費用の補助	金	円 金	円 金 円
衛星データを活用したソフトウェア開発費の補助	金	円 金	円 金 円
合計	金	円 金	円 金 円

- 補助金の額の確定は、補助対象経費の実支出額に交付要項第4条の規定により算出した補助額又は補助金の交付決定額（変更されたときは、変更後の額とする。）のいずれか低い額とする。
- その他

様式第4号（第7条関係）

第 号
平成 年 月 日

（申請者） 殿

茨城県知事 

平成30年度いばらき宇宙ビジネス支援事業補助金不交付決定通知書

平成 年 月 日付けで交付申請のあった標記の補助金については、不交付とすることに決定したため、平成30年度いばらき宇宙ビジネス支援事業補助金交付要項第7条第3項に基づき通知する。

様式第5号（第8条関係）

（文 書 番 号）
平成 年 月 日

茨城県知事 殿

住 所
名 称

代表者職氏名



平成30年度いばらき宇宙ビジネス支援事業補助金交付申請の取下げ書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった標記補助金の申請について、平成30年度いばらき宇宙ビジネス企業支援事業補助金交付要項第8条の規定に基づき、下記の事由により申請を取り下げます。

記

取り下げる事由

茨城県知事 殿

住 所
名 称

代表者職氏名



平成30年度いばらき宇宙ビジネス支援事業補助金変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった標記補助金の事業内容を下記のとおり変更したいので、平成30年度いばらき宇宙ビジネス支援事業補助金交付要項第9条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 変更内容

2 変更の理由

3 変更前後の補助対象経費等

（単位：円）

変更前			変更後		
補助事業に要する経費	補助対象経費	補助金額	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助金額

（申請者） 殿

茨城県知事

印

平成30年度いばらき宇宙ビジネス支援事業補助金変更承認通知書（通知）

平成 年 月 日付けで申請のあった標記補助金に係る事業内容の変更については、下記のとおり承認したので通知します。

記

1 変更承認（変更交付決定）する内容は、平成 年 月 日付けで申請のあった変更承認申請書に記載のとおりとする。

2 変更後の補助事業に要する経費及び補助金の額については、次のとおりとする。

	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助金の額	
試験設備の利用料補助	金	円 金	円 金	円
販路開拓に係る費用の補助	金	円 金	円 金	円
衛星データを活用したソフトウェア開発費の補助	金	円 金	円 金	円
合計	金	円 金	円 金	円

3 補助金交付の条件等については上記のほか、平成 年 月 日付け 第 号に記載のとおりとする。

茨城県知事 殿

住 所
名 称

代表者職氏名



平成30年度いばらき宇宙ビジネス支援事業補助金中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった標記補助金に係る事業を中止（廃止）したいので、平成30年度いばらき宇宙ビジネス支援事業補助金交付要項第10条の規定に基づき承認を申請します。

記

1 中止（廃止）する理由

2 事業の遂行状況 (単位：円)

計 画		事 業 遂 行 状 況			備 考
事業費	県補助金	事業費	県補助金	事 業 の 現 況	

3 中止の期間（廃止の時期）

4 事業実施の見通し（中止の場合）

（注）中止（廃止）の理由を明らかにできる証拠書類があれば添付すること。

茨城県知事 殿

住 所
名 称

代表者職氏名



平成30年度いばらき宇宙ビジネス支援事業補助事業遂行状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった標記補助金に係る事業の遂行状況について、平成30年度いばらき宇宙ビジネス支援事業補助金交付要項第11条の規定に基づき報告します。

記

事業の遂行状況等（ 月 日現在）

事業遂行状況	
補助金交付決定	年 月 日 円
補助対象経費に係る支出済額	円

茨城県知事 殿

住 所
名 称

代表者職氏名



平成 30 年度いばらき宇宙ビジネス支援事業補助金実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった上記の補助金に係る事業が完了しましたので、平成 30 年度いばらき宇宙ビジネス支援事業補助金交付要項第 13 条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 補助金交付決定額及び補助事業に要した経費

補助金交付決定額	円
補助事業に要した経費	円
補助対象経費	円
補助金 ①	円
概算払受領済額 ②	円
精算額 (①－②)	円

2 補助事業の実績及び経費の配分

別紙（補助事業実施結果報告書）のとおり
※事業区分ごとに作成して添付すること。

3 添付書類

- (1) 支出証拠書類（請求書、納品書及び領収証等）
- (2) その他知事が必要と認める書類

別紙 補助事業実施結果報告書【事業区分1：試験設備の利用料補助】

1 事業実績の概要

実施した試験の内容	
実施期間	
実施場所	
成果	
今後の予定	

2 経費の内容及び負担区分

項目	補助事業に 要した経費 (消費税込)	(単位：円)	備考 (積算内容)	支出証拠書類 整理番号
		補助対象経費 (消費税抜)		
計				

注1)「補助事業に要した経費」は、当該事業を遂行するために必要な経費を意味し、ここでは消費税を含めた金額を記入する。

注2)「補助対象経費」とは、「補助事業に要する経費」のうち補助対象となる経費について、消費税仕入控除税額を差し引いた金額を記入する。

補助対象経費	×	補助率	=	補助金 (千円未満切捨)
()	×	2/3	=	()

※補助金が補助金上限額を上回る場合は、補助金＝補助金上限額とする。

3 その他

(1) 本事業に係る雇用創出人数 () 名

(2) 他の補助金の有無 (有 ・ 無)

別紙 補助事業実施結果報告書【事業区分2：販路開拓に係る費用の補助】

1 事業実績の概要

事業の内容	
実施期間	
実施場所	
成果	※展示会への出展等実施状況がわかる写真等を添付すること。
今後の予定	

2 経費の内容及び負担区分

項目	補助事業に 要した経費 (消費税込)	(単位：円)	備考 (積算内容)	支出証拠書類 整理番号
		補助対象経費 (消費税抜)		
計				

注1)「補助事業に要した経費」は、当該事業を遂行するために必要な経費を意味し、ここでは消費税を含めた金額を記入する。

注2)「補助対象経費」とは、「補助事業に要する経費」のうち補助対象となる経費について、消費税仕入控除税額を差し引いた金額を記入する。

補助対象経費	×	補助率	=	補助金 (千円未満切捨)
()	×	2/3	=	()

※補助金が補助金上限額を上回る場合は、補助金＝補助金上限額とする。

3 その他

- (1) 本事業に係る雇用創出人数 () 名
 (2) 他の補助金の有無 (有 ・ 無)

別紙 補助事業実施結果報告書【事業区分3：衛星データを活用したソフトウェア開発費の補助】

1 事業実績の概要

事業の内容	
実施期間	
成果	
今後の予定	

2 経費の内容及び負担区分

項目	補助事業に 要した経費 (消費税込)	(単位：円)	備考 (積算内容)	支出証拠書類 整理番号
		補助対象経費 (消費税抜)		
計				

注1)「補助事業に要した経費」は、当該事業を遂行するために必要な経費を意味し、ここでは消費税を含めた金額を記入する。

注2)「補助対象経費」とは、「補助事業に要する経費」のうち補助対象となる経費について、消費税仕入控除税額を差し引いた金額を記入する。

補助対象経費	×	補助率	=	補助金 (千円未満切捨)
()	×	2/3	=	()

※補助金が補助金上限額を上回る場合は、補助金＝補助金上限額とする。

3 その他

(1) 本事業に係る雇用創出人数 () 名

(2) 他の補助金の有無 (有 ・ 無)

（申請者） 殿

茨城県知事



平成 30 年度いばらき宇宙ビジネス支援事業補助金確定通知書

平成 年 月 日付け 第 号をもって実績報告のあった平成 30 年度いばらき宇宙ビジネス支援事業補助金については、茨城県補助金等交付規則（昭和 36 年茨城県規則第 67 号）第 14 条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知する。

記

- | | | | |
|---|-----------|---|---|
| 1 | 補助金の交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定額 | 金 | 円 |

茨城県知事 殿

住 所
名 称

代表者職氏名



平成 30 年度いばらき宇宙ビジネス支援事業補助金
概算払請求書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった標記補助金については、平成 30 年度いばらき宇宙ビジネス支援事業補助金交付要項第 15 条第 2 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- | | | | |
|---|---------------|---|-------|
| 1 | 概算払が必要な理由 | | |
| 2 | 交 付 決 定 額 | 金 | 円 (①) |
| 3 | 概 算 払 受 領 済 額 | 金 | 円 (②) |
| 4 | 今 回 申 請 額 | 金 | 円 (③) |
| 5 | 残 額 (①-②-③) | 金 | 円 |

(注) 概算払が必要な理由と今回の申請額がわかる収支計画書等を添付すること。